

豊橋医療センター院外処方箋における出荷調整に伴う問い合わせ簡素化プロトコル

1. 目的

近年の医薬品の供給不安定な状況に鑑み、地域医療における患者への医薬品の安定的・継続的な提供を確保するとともに、保険薬局および当院における疑義照会業務の効率化を図るため、本プロトコルを締結する。

2. 運用上の留意事項

保険薬局において本プロトコルを適用し代替調剤（変更調剤）を行う際は、以下の点を徹底すること。

- **安全性の確保：**患者の疾患、併用薬剤、薬剤アレルギー歴等を必ず確認し、併用禁忌や使用上の注意に配慮した薬剤選択を行うこと。
- **説明と同意：**保険薬局において患者に服用方法および自己負担金（金額）の変更について十分な説明を行い、必ず同意を得た後に実施すること。

3. 対象医薬品および対象薬効群の選定と公開方法

本プロトコルの対象となる供給困難な医薬品および変更可能な同効薬・薬効群は、市場の供給状況に応じて当院薬剤部にて適宜選定・更新を行う。

- **公開方法：**当院公式ホームページ（以下、「当院 HP」という）上の「薬剤部」ページにて随時公開・更新する。
- **確認の義務：**保険薬局は、本プロトコルを適用する際、必ず最新の「変更可能リスト」を当院 HP にて確認した上で調剤を行うこと。

4. プロトコル対象となる変更内容

当院 HP に掲載されている対象医薬品が薬局において確保困難な場合、以下の対応について事前の疑義照会を不要とする。ただし、「処方削除」については、当院 HP の「変更可能リスト」において個別に【削除可】と明記されている薬剤・薬効群に限り適用できるものとする。

変更項目	許容される対応内容	備考
代替薬の選択	当院 HP に掲載された「変更可能リスト」内の代替可能な薬効分類で変更可能	安全性を確保した上で代替薬を選定する（成分名・適応を必ず確認すること）。
代替薬の用法・用量	代替薬の添付文書に定められた用法・用量（既定の範囲内）での適宜調整	変更前の処方が通常量より減量されている場合は、医師の処方意図を維持したまま代替薬の用量を設

		定すること。減量の意図が不明な場合は必ず事前の疑義照会を行うこと。
処方削除	当院 HP の「変更可能リスト」にて【削除可】と指定されている薬剤・薬効群に限り、患者の同意が得られた場合のみ可能	リスト上で削除不可となっている薬剤、または疾患の治療に重大な影響があると判断される場合は、必ず事前の疑義照会を行うこと。
処方日数の短縮	患者の同意が得られた場合のみ可能	必要最小限の変更にとどめる。

5. 事後報告およびカルテ管理の手順

本プロトコルに基づき変更調剤を行った場合、以下の手順で速やかに当院へ報告し、電子カルテに記録する。

1. 報告様式：「変更調剤報告書」に必要事項を記入する。
2. 報告方法：当院（薬剤部）へ FAX にて事後報告を行う。
3. 院内管理：薬剤部にて受信した報告書の内容を確認後、医師へ共有し、電子カルテに対象文書をスキャン・保存する。

6. プロトコルの発効および変更

本プロトコルは、双方の合意の日から効力を生じる。なお、運用の過程で支障が生じた場合、または医療安全上の観点から修正が必要と判断された場合は、速やかに協議し内容を改定する。

7. 問い合わせ

受付時間 平日 8 時 30 分～17 時 15 分

薬剤部 TEL：0532-62-0301（代） FAX：0532-62-3352